



周南西ロータリー・クラブ定款

周南西ロータリー・クラブ細則

周南西ロータリー・クラブ

目 次

項目	ページ
周南西ロータリー・クラブ定款	
第 1 条 定義	1
第 2 条 名称	
第 3 条 クラブの所在地域	
第 4 条 目的	
第 5 条 会合	2
第 6 条 会員身分	
第 7 条 職業分類	4
第 8 条 出席	
第 9 条 理事および役員	7
第 10 条 入金及び会費	8
第 11 条 会員身分の存続	
第 12 条 地域社会、国家及び国際問題	1 1
第 13 条 ロータリーの雑誌	1 2
第 14 条 目的の受諾と定款・細則の順守	
第 15 条 仲介および調停	1 3
第 16 条 細則	1 4
第 17 条 解釈の仕方	
第 18 条 改正	
 周南西ロータリー・クラブ細則	
第 1 条 定義	1 6
第 2 条 理事会	
第 3 条 理事および役員の選挙	
第 4 条 役員の任務	1 7
第 5 条 会合	1 8
第 6 条 入会金および会費	1 9
第 7 条 採決の方法	
第 8 条 委員会	
第 9 条 委員会の任務	2 1
第 10 条 出席義務規定の免除	2 3

第 11 条 財務	
第 12 条 会員選挙の方法	2 4
第 13 条 決議	2 5
第 14 条 議事の順序	
第 15 条 改正	
委員会組織（付表）	2 7
理事役員選出（付表）	2 8
理事会構成員（付表）	2 9
長期計画と目標（付表）	3 0

周南西ロータリー・クラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I : 国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、周南西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。

山口県周南市

第4条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある；

第1．知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第2．職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事は全て価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会として、ロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第3．ロータリアン1人1人が、個人として、また事業及び社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第4．奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて国際理解、親善、平和を推進すること。

第5条 会合

第1節 例会

(a) 日および時間

本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) 会合の変更

正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消

例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。

理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会

役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節 正会員

RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる

が、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなつたということでなければならない。

本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになつても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであつてはならない

第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にローターアクト・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの崇高な目的を末永く支援することでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。

名誉会員は、職業分類を保持しないが、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

第7節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。

この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもつた公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続

き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第7条 職業分類

第1節 一般規定

(a) 主な活動

各会員は、その事業または専門職務に従事して分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。

(b) 是正または修正

理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかるは是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与え、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。

引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

第8条 出席

第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、例会に出席したものとみなされるには、例会の少なくとも60パーセントに出席するか、また

は、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなつた場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をマークアップしなければならない。

(a) 例会の前後 14 日間

例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内に、

- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。または、
- (2) ローターアクト、インターラクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、仮ローターアクト、仮インターラクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊、あるいは仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- (3) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、マークアップ期間に拘束されない。

このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のマークアップとして有効とみなされる。

(b) 例会時において

例会のときに、

- (1) 本節(a) 項の(3) に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) RI の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (4) RI に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (5) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RI またはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 2 節 転勤による長期の欠席

会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 理由のある欠席

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由から 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 4 節 RI 役員の欠席

会員が現役の RI 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 出席の記録

本条第 3 節または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第 9 条 理事および役員

第 1 節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第 2 節 権 限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、会員身分の終結の決定に関しては、会員は第 11 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、仲裁または調停に訴えることができる。

このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、当該提訴の予告が、幹事により、各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となる。

第 4 節 役 員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1 名または数名の幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくとも差し支えない。

第 5 節 役員の選挙

(a) 会長を除く役員の任期

各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期

会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に、選挙し、選ばれた者は会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、後任者の選挙が行われた後に会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、または後任者が

然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

(c) 資格条件

各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならぬ。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。

免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナー・エレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとする。

第 10 条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。但し、第 6 条第 4 節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2 度目の入会金の納入を要しないものとする。

第 11 条 会員身分の存続

第 1 節 期 間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第 2 節 自動的終結

(a) 会員の資格条件

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

- (1) 理事会は、会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために 1 力年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。
- (2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する会員

の会員身分を保持できる。但し、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) 再入会

会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。2度目の入会金を納めることを要しない。

(c) 名誉会員の会員身分の終結

名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結—会費不払

(a) 手 続

所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従つて当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復 帰

理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第7条第2節に適っていない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結－欠席

(a) 出席率

会員は、

- (1) 年度の各半期間において、メークアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していないなければならない。
- (2) 年度の各半期間に開かれた本クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがある。

(b) 連続欠席

会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出

席せず、またメークアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

(a) 正当な根拠

理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 通 知

本節(a)項の下に会員身分を終結する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填

本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

第6節 会員身分の終結に提訴、調停または仲介を求める権利

(a) 通 知

幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) 提訴に対する聴聞の期限

提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。

例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも 5 日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。

(c) 調停もしくは仲介

調停もしくは仲介に使用される手続は第 15 条に規定された通りである。

(d) 提訴

もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。

(e) 仲介人または裁定人の決定

もし仲介が要求され、仲介人によって下された決定もしくは両仲介人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

(f) 調停の失敗

調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲介に訴えることができる。

第 7 節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかつた場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第 8 節 退会

いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第 9 節 資産関与権の喪失

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対して、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第 12 条 地域社会、国家および国際問題

第 1 節 適切な課題

地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な課題というべきである。

しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明

してはならない。

第 2 節 支持の禁止

本クラブは、公職に対する いかなる候補者も支持または推薦してはならない。
またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない

第 3 節 政治的課題の禁止

(a) 決議および見解

本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願

本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第 4 節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 13 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 購読義務

R I 細則に従って、本クラブが R I 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り R I の機関雑誌または R I 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。

購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期の中途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第 2 節 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RI の事務局または RI 理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第 14 条 目的の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。

各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 15 条 仲介および調停

第 1 節 意見の相反

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うか仲介によって解決をはかるものとする。

第 2 節 調停または仲介の期限

調停または仲介の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲介の要請を受理してから 21 日以内に行われるよう、調停または仲介の日取りを決定しなければならない。

第 3 節 調 停

このような調停の手続きは、国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって承認されたものであるか、または代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または国際ロータリー理事会もしくはロータリー財団管理委員会が定めた指針文書によって勧められるものとする。

調停人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることがある。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリー・クラブの会員を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代表者に要請することができる。

(a) 調停の結果

調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を 1 部提出し、幹事がそれを保管するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。

当事者的一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗

調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲介に訴えることができる。

第4節 仲 介

仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることがある。

第5節 仲介人または裁定人の決定

もし仲介が要求され、仲介人によって合意に達した決定もしくは、両仲介人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第16条 細 則

本クラブは、R I の定款・細則、R I によって R I の管理上の地域単位が認められている場合にはその手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール（E メール）およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第18条 改 正

第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、R I 細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条（名称）および第3条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3

分の2の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。

そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。

※国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

周南西ロータリー・クラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員10名により成る理事会とする。すなわち本細則第3条第1節に基づいて選出された4名の理事、会長、会長エレクト、幹事、会計、直前会長、および会場監督（SAA）である。幹事、会計、会場監督の権限は理事会の定めるところによる。

第3条 理事および役員の選挙

第1節 会長候補者（会長ノミニー）の指名

- (a) 年次総会の1ヶ月前の例会において、議長は、指名委員会の開催を通告する。指名委員会は次年度会長候補者（会長ノミニー）を指名し、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。
- (b) 年次総会の1ヶ月前の例会において、議長は、会長エレクトに対して、次年度の幹事、会計、会場監督（SAA）および4名の理事候補者の指名を要請する。会長エレクトは、候補者を指名し、年次総会1週間前の例会において、その氏名を発表しなければならない。
- (c) 役員は会長・会長エレクト・幹事・会計・会場監督（SAA）と直前会長の6名とする。

第2節 選挙方法

- (a) 指名委員会および会長エレクトより指名を受けた候補者は、年次総会において投票に付せられ、各々最多投票数を獲得した候補者をもって当選者とする。

ただし、候補者の数が投票に付される役員および理事の定数をこえない場合は、口頭による採決をもって、これに代えることができる。

第3節 理事および役員の任期

- (a) 前記の投票によって選挙された会長候補者は、会長ノミニーとなるものとし、その選挙の後の次の7月1日に始まる年度に、会長エレクトの役職名が与えられ、理事会のメンバーを務める。理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- (b) 選挙された次年度の幹事、会計、会場監督（SAA）および4名の理事並び役員は、その選挙後の7月1日から始まる年度に各自の役職に就任する。

第4節 欠員の補充

- (a) 会長、会長エレクトおよび会長ノミニーに生じた欠員は指名委員会の再指名による候補者について、定足数を満たした例会において再選挙される。
- (b) 会長、会長エレクトおよび会長ノミニー以外の理事または他の役職に生じた欠員は、会長が指名した候補者を理事会が承認する事によって補填する。
- (c) 会長エレクト以外の役員エレクトまたは理事エレクトに生じた欠員は、会長エレクトが指名した候補者を理事会が承認する事によって補填する。

第4条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付隨する任務を行うことをもって会長エレクトの任務とする。

第3節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくりこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってRI事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなけ

ればならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を RI に対して行い、ロータリーアン誌の購読料を徴収してこれを RI に送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

第 5 節 会 計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年 1 回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たって会計はその保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならぬ。

第 6 節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第 5 条 会 合

第 1 節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年 12 月第 1 例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選出を行わなければならぬ。

第 2 節 例 会

本クラブの毎週の例会は 火曜日 12 時 30 分時に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消はすべてクラブの会員全部に然るべき通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 3 節および第 4 節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも 60 パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第 8 条第 1 節と第 2 節の規定によるものでなければならない。

第 3 節 例会の定足数

会員総数の 3 分の 1 をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第 4 節 定例理事会および臨時理事会

定例理事会は毎月 第 1 例会散会後に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または 2 名の理事からの要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但しその場合然るべき予告が行われなけ

ればならない。

第5節 理事会の定足数

理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は 50,000 円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会 費

会費は当該年度の理事会で年度初めに年額を決定し、半期ごとに納入する。

また、本細則第10条の親族が入会した場合、出席義務規定の免除を受けた会員の年会費についても理事会で定める。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 委員会

委員会は、ロータリーの綱領に基づいた年次および長期的な目標を推進する責任を持つ。会長、会長エレクトおよび直前会長は、指導の継続と計画の引継ぎを確約するために、協力すべきである。クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任する。

または1名または数名の委員を2～3カ年の任期をもって任命することにより、委員会に継続性を持たせることが望ましい。

また委員長は委員会委員としての経験者を任命することが推奨される。理事は常任委員長を兼任することができる。

会長が理事会の承認の下に任命する常任委員会は次の通りである。

常任委員会

・会員組織委員会

この委員会は、会員にロータリーに関する情報を提供する。また会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

・クラブ管理委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

・クラブ広報委員会

この委員会は、広く世間一般に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関

する情報を提供し、そして本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案しこれを実施するものとする。

・奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

・ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄与とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

- (a) 会長は、理事会の承認を得て、各常任委員会に必要と考える特定分野を担当する委員会を設置し、また統合・廃止することができる。
- (b) 各委員会は本細則によって付託された職務およびこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理するものとする。理事会によっては特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (c) それぞれの委員長は、その委員会の定例会合に対して責任をもち、委員会の仕事を監督、調整する任務をもち、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

上記（a）の規定によって設置される各常任委員会の特定分野を担当する小委員会の例は次の通りである。

小委員会

会員組織委員会の特定分野

- ・職業分類委員会
- ・会員増強委員会
- ・ロータリー情報委員会

クラブ管理委員会の特定分野

- ・出席委員会
- ・親睦委員会
- ・プログラム委員会

クラブ広報委員会の特定分野

- ・広報委員会

奉仕プロジェクト委員会の特定分野

- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会

- ・新世代奉仕委員会

ロータリー財団委員会の特定分野

- ・財団プログラム委員会

- ・米山奨学会委員会

(注：上記の委員会構成は、地区リーダーシップ・プラン及びクラブリーダーシップ・プランも沿ったものである。クラブはその奉仕と親睦のニーズを満たすために必要な委員会を設置する裁量権を持つ。クラブは必要に応じて独自の委員会構成を考案することができる。

第9条 委員会の任務

会長は、その任期中の諸委員会の任務を確定し、評価するものとする。各委員会の任務を発表するにあたり、会長は既存の適切な RI 文書を参照するものとする。奉仕プロジェクト委員会は、その年度計画を考案する際、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および新世代奉仕の部門を考慮することとする。

それぞれの委員会は、具体的な権限、明確な目標、および各年度の初めにその年度内に実施する行動計画を設定するものとする。上述の通り、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり、必要な指導を施すのは会長エレクトの主要責務である。

第1節 会員組織委員会

職業分類委員会

毎年できるだけ早く、遅くとも 8 月 31 日以前にその地域社会の職業分類調査を行いその調査から、職業分類の原則を適用し、充填、未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。

会員増強委員会

クラブの充填、未充填職業分類表を検討し未充填の職業分類を充填するために適切な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。但し、推薦に当たっては、全ての者を個人的な面から検討し、その人格、職業上および社会的な地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。

ロータリー情報委員会

会員にはあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供し、また入会してから最初の 1 年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

第2節 クラブ管理委員会

出席委員会

例会への出席を奨励し全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去する事に努めるものとする。

親睦委員会

クラブ会員間の親睦促進し用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長、または理事会が課する任務を果たすものとする。

プログラム委員会

クラブの例会及び臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

第3節 クラブ広報委員会

広報委員会

雑誌について、ロータリーアン誌に対する読者の関心を喚起し、クラブの例会において雑誌を紹介する。ニュース資料や写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブの会員及びロータリーアン以外の人々にも役立てる。

会報について、クラブ週報の刊行及び例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、全会員のロータリープログラムに関するニュースを伝える。広報について、広く一般世間に、ロータリーの歴史、綱領及び規模に関する情報を提供し、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、実施するものとする。

第4節 奉仕プロジェクト委員会

職業奉仕委員会

会員それぞれの職業における一般水準を引き上げるうえに役立つ指導と援助を与えるよう方策を考案し、これを実施するものとする。

社会奉仕委員会

会員がその地域社会に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。

国際奉仕委員会

会員が国際奉仕に関する事柄において、役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

新世代奉仕委員会

会員がその地域社会における幼児、児童、青少年問題に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。

第5節 ロータリー財団委員会

財団プログラム委員会

財団プログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

米山奨学会委員会

会員が米山奨学の目的を円滑に遂行するための情報を提供し、方策を考案しこれを実施する。また米山奨学生に対し積極的に援助し、かつ相互理解に努める。

第 10 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

また、周南西ロータリー・クラブ定款、第8条、第3節（b）を満足する条件の一つとして、年齢が65歳以上の会員で、かつロータリー歴と会員年齢の合計が85歳以上であり、その親族、または、関係者が入会した場合、理事会の承認事項とし出席義務規定を免除できるものとする。この場合、出席義務規定の免除を希望される会員は書面を以てクラブの幹事に提出し、理事会の承認を受ける。

(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。但し標準ロータリー・クラブ定款第8条第3節および第4節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

第 11 条 財 務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。

その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、慈善・奉仕活動運営に関する予算である。

第 2 節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は 2 つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第 3 節 すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限をもつ役員 2 名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第 4 節 すべての資金業務処理は、毎年 1 回有資格者によって全面的な検査が行われるものとする。

第 5 節 資金を預りあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第 6 節 本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に到る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金と RI 公式雑誌購読料の支払は、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 12 条 会員選挙の方法

第 1 節 本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、漏らしてはならない。

第 2 節 理事会は、その被推薦者が標準ロータリー・クラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第 3 節 理事会は、推薦状の提出後 30 日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通告しなければならない。

第 4 節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第 5 節 被推薦者についての発表後 7 日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合

において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあつたにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、会長が、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助する会員を 1 名指名し、同新会員をクラブ・プロジェクトまたは行事に配属する。

第7節 クラブは、標準ロータリー・クラブ定款に従い、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第13条 決 議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第14条 議事の順序

- ・開会宣言
- ・来訪者の紹介
- ・来信、告示事項およびロータリー情報
- ・委員会報告（もしあれば）
- ・審議未終了議事
- ・新規議事
- ・スピーチその他のプログラム
- ・閉会

第15条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。標準ロータリー・クラブ定款および R I の定款、細則と背馳するごとき改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

*注：本細則は単に推奨されるにすぎない。従って、ロータリー・クラブは、標準ロータリー・クラブ定款、RI 定款、RI 細則、およびロータリー章典と矛盾しない限り、クラブ自身の事情に応じて変更することができる。もし疑問ある場合は、その変更案を RI 事務総長に提出して RI 理事会の審議を乞わなければならぬ。

1987 年 7 月 28 日 改訂
1991 年 10 月 22 日 改訂
2002 年 12 月 3 日 改訂
2006 年 12 月 3 日 改訂
2013 年 5 月 1 日 改訂